

事務連絡
令和2年12月5日

各高齢者施設等 管理者 殿

茨城県保健福祉部医療局医療政策課
長寿福祉推進課

高齢者施設等における自動体外式除細動器（AED）の設置
及び適切な管理等の実施について（依頼）

日頃より、本県の医療行政につきましては格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年に非医療従事者による使用が認可され、駅や学校、官公庁など公共施設への設置が進み、AEDにより数多くの人々が救命されているところですが、一般人により目撃された突然の心停止のうち、AEDを用いて電気ショックが実施されたケースは、すべての心停止の中でまだまだ少ないのが現状です。

そうした中、心停止の発生状況に応じてより効果的なAED設置が求められているところですが、とりわけ高齢者のための介護・福祉施設は、一定以上の頻度で心停止が発生していることからAED設置が推奨されております。

また、AEDは、薬事法に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、管理不備により性能を発揮できないなどの事象が生じる恐れがある医療機器です。

つきましては、貴職におかれましては、下記の事項について、御協力をお願い申し上げます。

AEDに係る参考資料3点を添付いたしますので、AEDの設置、管理に御活用ください。

参考資料1：一般財団法人日本救急医療財団によるAEDの適正配置に関するガイドライン

参考資料2：自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

参考資料3：AED設置施設登録制度実施要項及び登録申請書

茨城県保健福祉部医療局医療政策課
医療整備G 山口
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
TEL：029-301-3186 FAX：029-301-3199
E-mail：kei.yamaguchi@pref.ibaraki.lg.jp

記

1 A E D 設置と施設内での配置について

高齢者のための介護・福祉施設は、一定以上の頻度で心停止が発生すること、ハイリスクな人が多いことからA E Dの設置が推奨されております。A E D未設置の施設においては、A E D設置の御検討をお願いいたします。

また、A E Dによる電気ショックは1分遅れると社会復帰率が9%減少することなどから、心停止から長くても5分以内にA E Dの装着ができる体制が望まれます。そのため、施設内のA E Dはアクセスしやすい場所に配置されている（鍵がかかっている場所等）ことや分かりやすい場所（入口付近、多くの人を通る場所等）であることなど、配置場所にあたっては留意願います。

2 A E Dの適切な管理について

A E Dの設置者（施設の管理者等）は、設置したA E Dの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施するようお願いいたします。

日常点検では、A E D本体のインジケータのランプの色や表示により、正常に使用可能な状態を示していることを確認すること、電極パッドやバッテリーの交換時期の把握すること等にご注意頂き、適切な時期の交換に努めてください。

3 茨城県A E D設置施設登録制度の登録について

茨城県では、A E Dの設置場所をあらかじめ県民の皆様を知って頂くため、「茨城県A E D設置施設登録制度」により登録頂いた施設をホームページで公表しています。A E Dを緊急時に有効に活用できるよう、設置された施設は登録に御協力ください。

登録できる施設は、一般市民が利用可能なA E Dを設置しており、原則として施設内に心肺蘇生法の講習を受講した方がいる施設です。心肺蘇生法講習は各消防本部（消防署）、日本赤十字社茨城県支部等で実施しております。積極的な受講を併せてお願いいたします。

※茨城県ホームページ「A E D設置施設登録にご協力ください」

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryō/iryō/isei/div/system/emergency/aed/index.html>

以上